分類	支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を除く。）米ドル	支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を含む。）米ドル	人数の上限	合計支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を含む。）米ドル
給食　一般	二七・九五	二八・九〇	二二三	六、四四四・七〇
通信　HF 電話 VHF／UHF－FM	一八・〇七 一五・三五 四六・八七	一八・六八 一五・八七 四八・四六	一六七 二二三 二二三	三、一一九・五六 三、五三九・〇一 一〇、八〇六・五八
事務室　一般	二三・〇〇	二三・七八	二二三	五、三〇二・九四
電気　一般	二七・七九	二八・七三	二二三	六、四〇六・七九
軽工事　一般	一七・三七	一七・九六	二二三	四、〇〇五・〇八
洗濯　一般	九・二一	九・五二	二二三	二、一二二・九六
クリーニング　一般	一三・八二	一四・二九	二二三	三、一八六・六七
天幕　一般	二五・七三	二六・六〇	〇	〇・〇〇
宿泊設備　一般	四〇・五四	四一・九二	二二三	九、三四八・一六
消防　基本的な消防 火災探知・警報	〇・二二 〇・一六	〇・二三 〇・一七	二二三 二二三	五一・二九 三七・九一
医療　基本 （疫病学的な）危険区域 レベル一	二・一六 九・一一 一五・七〇	二・二三 九・四二 一六・二三	二二三 二二三 二二三	四九七・二九 二、一〇〇・六六 三、六一九・二九
監視　一般 夜間監視 配置	一・四三 二四・二七 五・六二	一・四八 二五・一〇 五・八一	二二三 二二三 二二三	三三〇・〇四 五、五九七・三〇 一、二九五・六三
野外防衛用品　一般	三三・九二	三五・〇七	二二三	七、八二〇・六一
各種備品　ベッド 家具 インターネット 厚生	一七・四六 二二・九九 三・〇八 六・七三	一八・〇五 二三・七七 三・一八 六・九六	二二三 二二三 二二三 二二三	四、〇二五・一五 五、三〇〇・七一 七〇九・一四 一、五五二・〇八
合計　八七、二一九・五五米ドル				

2　自隊維持のための装備品及び役務の一般的条件

1　この了解の下で提供される自隊維持のための装備品及び消耗品は、政府の財産である。

3　検証及び管理手続

2　国際連合は、国の部隊又は他の指名された政府職員と調整した上で、政府が提供する自隊維持のための装備品及び役務が国際連合総会で承認された質に関する基準を満たしていることを確保する責任を有する。

3　このため、国際連合は、政府によって提供される自隊維持のための装備品及び役務の状況、状態及び数量を検証する権限を有する。政府は、検証及び管理手続に関する事項についての連絡責任者を指名する。当該責任者は、通常その職務によって特定される。

4　検証手続は、合理性の原則によって規律される。その際、両当事者が、この了解（完全に満たされていない内容を含む。）の精神に合致するためにあらゆる合理的な手段を講じたか否かが評価され、また、事柄の重要性及びこの了解の内容が満たされていなかった期間の長さが考慮に入れられる。また、合理性を判断する基本原則は、政府及び国際連合によって提供される物品が、この了解が定める経費以外の追加の経費を国際連合又は政府に負担させることなくその軍用及び運用の機能を満たすか否かを内容とする。

5　検証及び管理手続の結果は、合意された支払適格を調整することを含め、相違を是正し、又は是正措置を決定するため、可能な限り低いレベルで行われる協議の基礎として用いられる。

6　自隊維持のための装備品及び役務の検証過程は、次の各検査から成る。

a　到着時検査

自隊維持のための装備品及び役務の最初の検査は、任務地域への到着後直ちに実施され、一箇月以内に完了するものとする。政府から権限を与えられた者は、合意された自隊維持能力を説明し、及び証明する。同様に、国際連合は、この了解に規定される国際連合が提供する自隊維持のための装備品及び役務について説明する。この合意の効力が生じた時点で、自隊維持のための装備品及び役務が既に任務地域内にある場合には、最初の検査は、MINUSTAH及び政府が指名する職員が共同で決定する日に実施され、その日から一箇月以内に完了する。

b　運用検査

運用検査は、部隊が任務地域に滞在する間、国際連合によって正当に指名された代表者により、運用上の要請に応じて実施される。国の部隊が自隊維持の責任を負う分野については、自隊維持能力が十分かつ満足すべきものであるか否かを評価する観点から、検査される。

c　その他の検査及び報告

追加的な検査は、MINUSTAH司令官又は国際連合本部が必要とみなす場合には、実施することができる。

4　輸送

7　政府が提供する自隊維持のための装備品及び消耗品の輸送に係る経費は、附属書Cに掲げる額に含まれる二パーセントの輸送割増によって支払われる。それ以外に、自隊維持のための装備品及び消耗品の輸送経費は、支払われない。

5　ミッション適用係数

8　ミッション適用係数は、適当な場合には、自隊維持に対する支払月額に適用される。

6　亡失又は損傷

9　自隊維持に対する支払月額には、不可抗力事故における自隊維持のための装備品及び消耗品の亡失又は損傷を補償するための不可抗力事故係数が含まれるため、このような事故において装備品及び消耗品の亡失又は損傷が生じた場合には、国際連合は、追加の支払その他いかなる請求も受け入れない。

附属書D　定義

1　認められた国際連合準備基準

全ての部隊若しくは編隊、船舶、武器システム又は装備品が、MINUSTAHの任務の達成を可能にするために企画され、又は設計された業務又は機能を遂行することができなければならないことをいう。

2　消耗品

日常的に消耗される一般的な性質を有する補給品をいう。消耗品は、主要装備品、小規模の装備品及び要員のために用いられる戦闘用補給品、一般的及び技術的貯蔵品、防御用貯蔵品、弾薬及び爆薬その他基本的な日用品を含む。